

令和五年度 みなかみ中

生活の道しるべ

学校は社会の縮図であるともいわれます。人として社会生活を営む上には必要で欠くことのできない心得があるように、みなかみ中学校にも、集団生活を送るための心得があります。それがみなかみ中学校の「道しるべ」です。

そこでこの「道しるべ」には、みなかみ中学校で三年間の集団生活を送る生徒として大切なこと、知っておきたいことなど、最も基本的な事項である「生活の心得」と「生徒会・部活動・学級活動」の二項目を載せました。

1. 生活の心得

1. 登下校

- 始業前の余裕を見て、始業5分前までに登校することを心がける。
- 登校後は、校地外へは出ない。やむを得ず出る時は、担任等の許可を受ける。
- 決められた通学路を通り登校する。
- 交通規則を守る。
- スクールバス使用生徒は、「スクールバス通学者のきまり」を守る。
- 登下校は原則徒歩(自転車・スクールバス)とする。
- 事情により車で登下校をする際には、河川敷で乗降することとする。
(ケガ等、特別の事由の場合は除く。)

2. 校内生活

- (1) 日直の仕事
 - 早めに登校し、決められた活動をする。
 - 窓の開閉・教室の整理整頓・黒板をふく・短学活の司会・日誌の記入等。
- (2) 朝の集会・朝活動
 - 月曜日(各種集会もしくは朝読書)
 - それ以外の曜日については、「朝活動の年間計画」に準じて実施される。
 - 8時15分には、集会の場所に集合する。

(3) 業間

- 学習の準備をし、チャイム着席をする。
- 廊下・階段の歩行は右側通行を原則とし、緊急の時以外は走らない。

(4) 給食・昼食等について

- 給食は必ず白衣・帽子・マスクを着用し、準備―配膳―片付けを行う。
- 弁当持参時の飲食容器は、各自の責任において持ち帰る。

(5) 清掃

- 清掃は原則、体育着で行う。
- 清掃は、全校を二班に分けて週交代で行い、時間内に完了させる。
- 終了後、必ず担当の先生に連絡し、指示を受ける。
- 体力向上班は、体育委員会を中心に体力向上に向けた活動を行う。

3. 服装・持ち物など

(1) 服装等

- 登下校時は学校指定の通学服を着用する。
- ソックスは白とする。(ワンポイントは可。ライン入りやくるぶしがかくれないソックスは不可。)

- ズボンのベルトは、黒または茶色とする。
(過度の穴あきベルトは不可。)
- 夏期(六月〜九月)は、白のポロシャツを着用する。(ポロシャツは学校指定のものでなくてもよい。)
- ※ 三年生は、旧中学校の制服の決まりに準ずる。
- 登校後は学校指定の体育着に着替える。
- 三年生は旧中学校の体育着でもよい。
- 上履き・体育館シューズは学校指定のものを使用する。
- (かかと踏まない)
- 靴はランニングシューズとする。
(全体及び紐等全て白の単色とする。)
- 冬期(十二月〜三月末)は天候に応じて、長靴やスノトレで登校してよい。
- 冬期(十一月〜二月末)は、ウインドブレーカー着用の上、体育着登下校を認める。但し、儀式等は制服で参加する。
- 防寒着は学校指定のウインドブレーカーを着用する。厳寒時は、スキーウェア等の着用を認める。
- 冬の帽子・マフラー・手袋・耳当て等は、ウインドブレーカー着用の上で、防寒面で実用的なものを着用する。(華美なものとは避ける。)
- カーディガン・セーターは着用しない。
- アンダーシャツ等は首元や袖口などから見えないように着用する。
- 体育着やウインドブレーカーの破れは直ちに繕う。
- 休日、学校へ来るときは体育着か制服、もしくは部活動で許可された服を着用する。

(2) 持ち物

- カバンは、学校指定のものとする。
- 携帯電話・スマホ等を学校に持ってきてはいけない。(休日の部活動も同様。)
- 危険なものや高価なもの、 unnecessaryなもの、金銭は学校に持ってこない。
(やむを得ず持ってきた時は朝のうちに、担任に預ける。)
- 所持品には必ず記名しておく。
- ハンカチ・ティッシュは常に所持する。
- くしや鏡は持ち歩かない。

(3) 頭髪

- 男子の頭髪は、目・耳・襟にかからない長さとする。
 - 女子は、前髪が目にかからない長さとする。また、必要によりヘアピンで留める
 - 女子で髪が肩にかかる場合には、黒・紺・茶のゴムでしばる。
 - 高校入試にふさわしい髪型を心がける。
- ※その他、「学校生活のきまり」に準ずる。

4. その他

(1) 届け出と許可

- 欠席・遅刻の連絡は原則として保護者にしてもらう。
- 早退がわかっている場合には、朝のうちに担任に連絡する。(無断で帰宅しないこと)
- ガラスや公共物を破損したときは、必ず先生に申し出る。

(2) 校外生活

- 外出する時はみなかみ中生としての自覚をもって行動する。
- 生徒だけのカラオケボックス・ゲームセンター等の遊技場への出入りを禁止する。
- 生徒だけで遠方に外出はしない。
- 生徒だけの外泊は禁止する。
- 夜間の一人歩き、外出はしない。
(午後10時以降は保護者同伴でも補導対象です。)

(3) 自転車通学者のきまり

- 自転車通学の許可地域
 - ・ 名胡桃方面―上津・下津の台地、南区(小川島は除く。)
 - ・ 上組方面―橋上より以遠。
 - 師方面―師地区
 - 真政方面―関越自動車道引き込み線より南
 - ・ 下牧方面―町立下牧児童館北側道路より北(宮地は除く)
 - ・ 後閑上方面―坂上、貝久保
- ※ 右記以外の地区でも場合によっては認めることもある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
 - ヘルメットを着用する。
 - 自転車は指定置き場にきちんと置く。
 - 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
 - みなかみ中の鑑札をつけ、氏名を記入しておく。
 - 交通規則を守り、正しい乗り方をする。
 - 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
 - 学校に置いておく間は、盗難防止の鍵をかけておく。

(4) スクールバス通学者のきまり

- 決められた場所ですべて乗降する。
- 停留所以外での乗降は認めない。
- 発車時刻5分前までは、所定の停留所に集合する。遅参者があっても定刻に発車する。乗車しない場合には、同じ方面の友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対しない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 車内での飲食はしない。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

2. 諸活動

1. 生徒会活動

- 生徒会活動については、生徒会会則に基づき自主的に参加する。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
 - ・ 本部
 - ・ 環境委員会
 - ・ 体育委員会
 - ・ 報道委員会
 - ・ 福祉委員会
 - ・ 生活委員会
 - ・ 図書委員会
 - ・ 保健委員会
 - ・ 給食委員会

2. 部活動

- いずれかの部活動のいずれかに所属し、積極的に活動する。

3. 学級活動

- 学校生活の基盤であることを自覚し、自主的・積極的に学級の向上に努力する。
- 各学級ごとに左の係は選出する。(人数は学級の人数状況による)
 - ・ 学級委員長
 - ・ 学級副委員長
- ※ その他については、学級の実態による。